

項目名	帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止											
税目（条文番号）	所得税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6、租税特別措置法第31条の2第2項、同法第34条の2第2項） 法人税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の10、租税特別措置法第62条の3第4項、同法65条の4第1項） 登録免許税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の4）											
見直しの内容	<p>【現行制度の概要】 原子力災害により避難指示が出されていた区域や特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図るため、帰還・移住等環境整備推進法人が行う公共施設（公園、広場、集会施設、休憩施設等）の整備又は土地の集約化のために、当該法人に土地等を譲渡した場合等に、当該土地等に係る国税についての特例措置を講じている。</p> <p>【見直しの内容】 以下の特例措置について廃止する。</p> <p>○所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、公共施設の整備のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を特別控除 ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について税率を軽減（本則15%→特例10%） <p>○法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、公共施設の整備のために土地等を譲渡した場合、1,500万円を損金算入 ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合、法人の土地譲渡益に対して追加課税される特別税率（5.0%）の適用除外 <p>○登録免許税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還・移住等環境整備推進法人が公共施設の整備又は土地の集約化のために、土地等を取得した場合、当該土地等に係る登記の登録免許税について税率を軽減（所有権移転登記：本則2%→1%、地上権設定等の登記：本則1%→0.5%） <table border="1" data-bbox="893 1388 1503 1563"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）	（改正増減収額）	（	- 百万円）
平年度の増収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（	- 百万円）										
（改正増減収額）	（	- 百万円）										
廃止又は縮減の理由	現在、福島復興再生特別措置法に基づき地方公共団体からの指定を受けた帰還・移住等環境整備推進法人は、大熊町及び双葉町における2法人であるところ、両法人による本特例措置の適用実績はなく、今後も適用が見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。											